

平成 27 年度 第 3 回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

| | | | |
|------------------------------|---|---|---|
| 開催日及び場所 | 平成 28 年 2 月 18 日（木） 松江市役所 本館西棟 5 階 防災センター | | |
| 委 員 | 委員長 朝田 良作（島根大学法科大学院教授） 委 員 安部寿鶴子（道の駅本庄企業組合専務理事） 上田 務（松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授） 丑久保和彦（弁護士） 後藤 勇（公認会計士） | | |
| 審議対象期間 | 平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日 | | |
| 報 告 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 落札率等の状況について ● 入札方式別発注工事等の状況について ● 指名停止等の運用状況について等 | | |
| 審 議 事 項 | 抽出案件数 5 件 | （備考） 抽出の考え方（抽出担当委員） 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ● 契約金額が高い。 ● 入札回数が 2 回である。 ● 予定価格超過者が多い。 ● 落札率が低い。 ● 総合合評価方式で逆転により落札された。 ● 入札がなされたが不落のため随意契約なった。 | |
| | 一般 | | 松江市南消防署南部分署建設（建築） 工事 楽山公園弁天池改修その 2 工事 |
| | 指名 | | 舟つきの松公園整備事業建築設計業 務委託 市道七類宇井線災害防除その 3 工事 |
| | 随契 | | 市道北松江停車場恵曇線歩道改良工事 |
| 委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等 | 意見・質問 | 回 答 | |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり | |
| 委員会による意見 又は勧告の内容 | なし | | |

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

| | |
|-----------------|---|
| 入札方式 | 一般競争入札 |
| 工事名 | 松江市南消防署南部分署建設（建築）工事 |
| 工期 | 平成 27 年 8 月 27 日～平成 28 年 2 月 29 日 |
| 工事種別 | 建築一式工事 |
| 工事概要 | <p>工事場所： 松江市八雲町</p> <p>事業概要： 南消防署南部分署の新築工事。消防署庁舎の建設のうち、事務所棟及び車庫棟の建築主体工事。</p> <p>■構造・階数 鉄骨 2 階建。うち 2 階はタイヤ置場のみ。</p> <p>■延床面積 748.20m²</p> |
| 入札参加資格 | <p>① 格付け又は総合点数</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A, B（総合点数 741 点以上） <p>② 営業所所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 <p>③ 工事实績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（ただし出資比率 20% 以上）として、平成 12 年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。 <p style="padding-left: 40px;">国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）又は松江市（合併前の旧市町村を含む。松江市にあっては、公社等を含む。）発注の工事において、1 契約で 5000 万円以上の建築一式工事</p> <p>④ 配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者との直接的かつ恒常的（開札の日以前 3 ヶ月以上）な雇用関係があること。 ● 一級建築士、1 級建築施工管理技士又は建築工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であること。 ● 監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。 |
| 入札参加資格設定の理由及び経緯 | <p>設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。</p> <p>経緯：平成 27 年 7 月 15 日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。</p> |
| 入札参加資格確認 | 2 者 |

| | | | |
|---------------|---|--------|----|
| 申請業者数 | | | |
| 入札参加業者数 | 1者(1回目2者) | 無資格業者数 | なし |
| 予定価格(税込) | 147,305,520円 | | |
| 調査基準価格(税込) | 132,574,320円 | | |
| 契約金額(税込) | 141,480,000円(落札率:96.05%) | | |
| 入札の経緯 及び結果 | 平成27年8月17日 開札 平成27年8月24日 事後審査の結果、(株)植尾組に落札決定。(詳細は「入札調書」のとおり。) | | |

抽出事案説明書

| | |
|--------------|---|
| 入札方式 | 指名競争入札 |
| 業務名 | 舟つきの松公園整備事業建築設計業務委託 |
| 履行期間 | 平成 27 年 9 月 14 日～平成 27 年 12 月 15 日 |
| 業務種別 | 建築関係建設コンサルタント業務 |
| 業務概要 | <p>業務場所： 松江市南田町</p> <p>事業規模：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存家屋の解体 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 母屋：木造 2 階建、約 280m² ➢ 離れ：木造 2 階建、約 120m² ➢ 小屋：木造平屋建、約 60m² ● 公園施設の新築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 休憩所及び展示室：木造平屋建、44.53m² <p>設計概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実施設計業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 老朽化している既存家屋の解体 ➢ 門の移設 ➢ 解体部材の一部を再利用した休憩所及び展示室の新築 ● 既存建物調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存建物の軸組及び部材状況の調査 ➢ 再利用する部材の選定 |
| 業務のランク | なし |
| 指名業者数 | 13 者 |
| 指名業者を選定した考え方 | <p>市登録業者のうち、次の条件を満たす 20 者から 13 者をローテーションで指名した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 建築士の資格を有する者が 2 名以上（うち一級建築士は 1 名以上）在籍すること。 ● 電子入札登録者であること。 |
| 入札参加業者数 | 12 者 |
| 予定価格（税込） | |
| 最低制限価格（税込） | |
| 契約金額（税込） | 1,036,800 円 |
| 入札の経緯及び結果 | <p>平成 27 年 8 月 19 日 開札</p> <p>第 2 回入札において応札者がなかったため不調。</p> <p>平成 27 年 8 月 27 日</p> <p>指名業者を入替えの上、再度指名通知。</p> <p>平成 27 年 9 月 10 日 開札</p> <p>（有） 邑建築研究所に落札決定。（詳細は「入札調書」のとおり。）</p> |

抽出事案説明書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|--------|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-----|-----|---------|------|-------|------|----------|----|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 入札方式 | 一般競争入札 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事名 | 楽山公園弁天池改修その2工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工期 | 平成27年9月17日～平成28年9月26日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事種別 | 土木一式工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事概要 | <p>工事場所： 松江市西川津町</p> <p>事業概要：</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>しゅんせつ工</td> <td>8665m³</td> </tr> <tr> <td>安定処理工</td> <td>8645m³</td> </tr> <tr> <td>池底覆土工</td> <td>3761m³</td> </tr> <tr> <td>竹柵工</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td>スイレン植栽工</td> <td>320鉢</td> </tr> <tr> <td>道路側溝工</td> <td>300m</td> </tr> <tr> <td>土砂吐ゲート・柵</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>中間柵</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>底樋工</td> <td>13m</td> </tr> <tr> <td>止水壁</td> <td>一式</td> </tr> </table> | しゅんせつ工 | 8665m ³ | 安定処理工 | 8645m ³ | 池底覆土工 | 3761m ³ | 竹柵工 | 20m | スイレン植栽工 | 320鉢 | 道路側溝工 | 300m | 土砂吐ゲート・柵 | 一式 | 中間柵 | 一式 | 底樋工 | 13m | 止水壁 | 一式 |
| しゅんせつ工 | 8665m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安定処理工 | 8645m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 池底覆土工 | 3761m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 竹柵工 | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スイレン植栽工 | 320鉢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路側溝工 | 300m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土砂吐ゲート・柵 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間柵 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 底樋工 | 13m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 止水壁 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入札参加資格 | <p>⑤ 格付け又は総合点数</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A（総合点数 1001 点以上） <p>⑥ 営業所所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 <p>⑦ 工事实績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元請又は共同企業体（經常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成12年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。 <p style="margin-left: 40px;">国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）又は松江市（合併前の旧市町村を含む。松江市にあっては、公社等を含む。）発注の工事において、1契約で5000万円以上の土木一式工事</p> <p>⑧ 配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者との直接的かつ恒常的（開札の日以前3ヶ月以上）な雇用関係があること。 ● 1級土木施工管理技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であること。 ● 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------------|--|--------|----|
| 入札参加資格設定の理由及び経緯 | 設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成27年7月15日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。 | | |
| 入札参加資格確認申請業者数 | 5者 | | |
| 入札参加業者数 | 4者 | 無資格業者数 | なし |
| 予定価格（税込） | 123,083,280円 | | |
| 調査基準価格（税込） | 107,187,840円 | | |
| 契約金額（税込） | 107,460,000円（落札率：96.05%） | | |
| 入札の経緯及び結果 | 平成27年9月3日 開札 入札参加者4者のうち、3者が調査基準価格未満であったため、低入札価格調査を実施。 平成27年9月10日 低入札価格調査の結果、調査基準価格未満の3者をいずれも失格とし、残る（株）豊洋に落札決定。 調査基準価格未満3者のうち、2者は数値的判断基準に適合しないため失格。残る1者は数値的判断基準に適合するものの、低価格入札者と契約する場合の措置である技術者の追加専任配置義務を履行できないため失格。 （詳細は「入札調書」及び「第5回低入札価格調査委員会」の通り。） | | |

抽出事案説明書

| | |
|--------------|--|
| 入札方式 | 指名競争入札 |
| 工事名 | 市道七類宇井線災害防除その3工事 |
| 工期 | 平成27年9月8日～平成28年3月4日 |
| 工事種別 | とび・土工・コンクリート工事 |
| 工事概要 | <p>工事場所 松江市美保関町</p> <p>施工延長 L=143m</p> <p>B-1 工区 (L=83m)</p> <p>ポケット式ロックネット工 A=810 m²</p> <p>ワイヤーネット被覆工φ600 A=13 m²</p> <p>B-2 工区 (L=60m)</p> <p>法枠工 300×300 A=738 m²</p> |
| 工事のランク | なし |
| 指名業者数 | 10者 |
| 指名業者を選定した考え方 | <p>市登録業者でとび・土工・コンクリート工事に登録のある市内業者 119 者のうちから、下記を満たす 10 者全者を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法面工事の施工実績があり、年平均完成工事高が 1000 万円以上あること。 ● モルタル吹付工及びアンカー工の施工機械を保有していること。 ● 電子入札登録者であること。 |
| 入札参加業者数 | 9者 |
| 予定価格(税込) | 41,563,800 円 |
| 最低制限価格(税込) | 35,460,720 円 |
| 契約金額(税込) | 35,856,000 円 (落札率: 86.27%) |
| 入札の経緯及び結果 | <p>平成 27 年 8 月 27 日 開札</p> <p>応札した 9 者のうち、5 者が調査基準価格未満であるため低入札価格調査を実施した。本案件は数値的判断基準と調査基準価格が同額であるため、5 者とも数値的判断基準未満となり失格とした。</p> <p>平成 27 年 9 月 1 日</p> <p>応札した 9 者から失格の 5 者を除く 4 者のうち、総合評価値の最も高い(有)村松土木に落札決定。</p> |

抽出事案説明書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-------------|-------------------|-----------|------------------|-------|-----|-----|------|---------------|----|-----------|----|-------------|----|------|----|----------------|----|
| 入札方式 | 随意契約 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事名 | 市道北松江停車場恵曇線歩道改良工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事種別 | 土木一式工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事概要 | <p>松江市中原町</p> <p>市道北松江停車場恵曇線のうち、松江しんじ湖温泉駅ロータリーに隣接する部分において、歩道を新設する工事。</p> <p>施工延長 70m</p> <table> <tr> <td>インターロッキング舗装</td> <td>107m²</td> </tr> <tr> <td>歩車道境界ブロック</td> <td>46m²</td> </tr> <tr> <td>横断防止柵</td> <td>22m</td> </tr> <tr> <td>区画線</td> <td>173m</td> </tr> <tr> <td>点字誘導ブロック及びシート</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>歩行者用信号機基礎</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>植栽工（移植及び撤去）</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>照明移設</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>モニュメント（塀及び池）移設</td> <td>一式</td> </tr> </table> | インターロッキング舗装 | 107m ² | 歩車道境界ブロック | 46m ² | 横断防止柵 | 22m | 区画線 | 173m | 点字誘導ブロック及びシート | 一式 | 歩行者用信号機基礎 | 1基 | 植栽工（移植及び撤去） | 一式 | 照明移設 | 2基 | モニュメント（塀及び池）移設 | 一式 |
| インターロッキング舗装 | 107m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歩車道境界ブロック | 46m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横断防止柵 | 22m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区画線 | 173m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 点字誘導ブロック及びシート | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歩行者用信号機基礎 | 1基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 植栽工（移植及び撤去） | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 照明移設 | 2基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| モニュメント（塀及び池）移設 | 一式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 随意契約の理由 | <p>入札不調による不落随意契約。</p> <p>適用条項 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約業者名 | 一畑工業株式会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約金額 | <p>12,636,000円（税込、契約金額÷予定価格＝98.70%）</p> <p>予定価格 12,802,320円（税込）</p> <p>最低制限価格 10,791,360円（税込）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-------|---|
| そ の 他 | <p>当初入札日 平成 27 年 9 月 28 日 指名 15 者（土木一式工事、格付：A, B, C, D、本社所在地：松江市橋北地区） 第 1 回入札応札者 1 者、予定価格超過。 第 2 回入札応札者 1 者、予定価格超過により不落。</p> <p>再入札日 平成 27 年 10 月 27 日 設計の一部を見直し、指名業者のうち一部を入替えの上実施。 指名 15 者（土木一式工事、格付：A, B、本社所在地：松江市橋北地区） 第 1 回入札応札者 8 者、いずれも予定価格超過。 第 2 回入札応札者 1 者、予定価格超過により不落。 第 2 回入札の応札者と交渉の上、随意契約。</p> <p>契約日 平成 27 年 10 月 29 日 工期 平成 27 年 10 月 30 日～平成 28 年 3 月 23 日</p> |
|-------|---|

1. 落札率等の状況について

(報告要旨)

【建設工事】

○落札率の推移

平成 27 年 4 月～11 月の落札率は、92.23%と前年度と比較して 0.69 ポイント上昇している。状況については次の月別の推移、工種別の推移で説明する。

○月別入札件数と落札率の推移

8 月から 11 月の入札件数は 97 件で、前年同期 116 件から 19 件減少している。

個別案件として 7 月の小泉八雲記念館関係等の落札率が高い傾向にあり、全体の落札率を上げていたが、8 月以降 89%台から 91%台と今期平均より低く推移している。8 月から 11 月まで全体の傾向として土木工事が低い状況にある。

○工種別落札率の推移

前年度と比較して、電気、塗装などが高く、土木、管は低い。

電気は公民館、支所等の複合施設の大規模改修工事や小学校等改修工事等が高い傾向にある。塗装は市営アパート外壁改修工事、自転車通行帯整備工事等が高い傾向にある。

土木については、4 月～11 月の期間の発注件数で、26 年度 114 件から 27 年度 81 件へ約 3 割減少している。設計額ベースでも、約 1 割減少しており競争が高まっていると推測される。

管は、複合施設の空調工事等が低い傾向にある。

内装仕上は、小泉八雲記念館再整備（展示）工事である。

○価格帯別落札率推移

前年度と比較して、1000 万～2000 万、3000 万～4000 万、6000 万～7000 万、1 億～1 億 5000 万の価格帯で上昇している。

3000 万～4000 万円は電気と管の落札率が高い傾向にある。6000 万～7000 万は電気が高い傾向にある。

1 億円～1 億 5000 万円は建築 5 件、土木 2 件である。

【業務委託】

○落札率の推移

平成 27 年 4 月～11 月の落札率は、88.62%で、前年度 88.59%とほぼ同じ率となっている。

○月別入札件数と落札率の推移

8 月から 11 月の入札件数は 28 件で、前年同期 23 件より 5 件と増加している。

落札率は、今期平均と比べ 8 月、10 月、11 月が高く、9 月が低い。8 月、10 月は土木設計等が高い傾向にある。9 月は補償が落札率を引下げている。

○業種別落札率の推移

前年度と比較し土木設計、その他が高く、測量、建築設計、補償が低い。

その他は計画策定関係の調査業務である。

測量は地籍調査 4 件を含む 8 件である。建築設計は低入札価格調査を行った業務が落札率を引下げている。補償は物件調査 2 件と工事損害補償のための建物事前調査業務 2 件である。

○価格帯別落札率推移

前年度と比較して落札率は、500 万～1000 万円は高く、500 万未満と 1000 万～2000 万円は低い。

1000 万～2000 万円は土木設計、測量、補償、2000 万～3000 万円は低入札価格調査を行った建築設計、4000 万～5000 万円は土木設計である。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

(報告要旨)

8 月から 11 月の状況について、工事の一般競争入札は、今年度平均と比較し 0.82 ポイント、指名は 1.42 ポイント低い。業務の指名は 2.95 ポイント高い。

工事について工種別でみると、土木の落札率が低い傾向がある。

| 質問及び意見 | 回答 |
|--|---|
| ○ 平成 27 年度について、不調・不落件数が 13 件あるが、この後の取扱はどうしたのか？ | ○ 手元に資料がないので、後日回答させていただく。 (後日回答内容) 再入札 6 件、不落随意契約 7 件 |

【審議事項について】

1. 一般競争入札【松江市南消防署南部分署建設（建築）工事】

工期：平成 27 年 8 月 27 日～平成 28 年 2 月 29 日

入札経緯及び結果：

平成 27 年 8 月 17 日 開札

平成 27 年 8 月 24 日 事後審査の結果(株)植尾組に落札決定（詳細は「入札調書」のとおり。）

入札参加者が 2 者と少なかったと考えられる理由

発注時期の 7 月頃は、学校の夏休み期間の工事や民間工事の受注が多く余裕がなかったため、入札参加者が少なかったと思われる。

平成 27 年度総合評価方式による建築一式工事は 6 件発注しているが、6 件とも入札参加者が 2 者以下であった。また、平成 25 年度、平成 26 年度についても、入札参加者は平均 3 者程度である。

本工事に限らず類似工事についても、軒並み入札参加者が少ない。

落札率が高かった理由

落札者の植尾組は、既に受注している工事の竣工予定日が 9 月 30 日であり、それが竣工すれば会社としての余裕ができ、また受注意欲もあって参加したと思われる。

この工事が発注された時期は学校の夏休み工事の施工中のものが多くあり、下請業者も忙しく、入札金額が高くなったものと思われる。また、国全体でも、東京オリンピックや東日本大震災復旧

事業の需要や民間発注工事が増えており、全国的に労務者が不足している状態で労務単価も上がってきている。その結果、工事費が高くなっている状況でもある。
詳しくは、抽出事案説明書の通り。

| 質 問 及 び 意 見 | 回 答 |
|---|--|
| ○ 消防署の工事ということだが、技術的に難しい工事か？ | ○ 特別な技術を要する工事ということではない。ただし、工期が限られること、関連他工事との調整が難しいなどの要素はある。建物そのものは、一般的な建築工事である。 |
| ○ 本工事では総合評価方式を採用している。この中では技術力の評価も当然としているものと思うが、このような評価を行うということは、特殊な技術を必要とすることか？ | ○ 総合評価方式について、松江市では原則特別簡易型を採用しており、本工事も特別簡易型である。これは、技術力について同種工事の成績評定点、企業並びに配置予定技術者の施工経験および地域貢献等を点数化して評価するものであり、特別な技術を要するからその技術の高低を評価するというものではない。 本工事は、松江市建設工事総合評価方式試行要領に基づき総合評価方式を適用した。 |
| 審議結果：全委員了承 | |

2. 指名競争入札【舟つきの松公園整備事業建築設計業務委託】

(説明要旨)

履行期間：平成 27 年 9 月 14 日～平成 27 年 12 月 15 日

入札の経緯および結果

平成 27 年 9 月 10 日 開札（落札者：(有)巴建築研究所）

最初平成 27 年 8 月 19 日に入札を行なったが不調となったため、指名業者を総入れ替えして再度入札を行なったもの。

落札率が低い理由

前回 8 月 19 日の入札結果は公表されているので、入札参加者は前回に近い金額で応札されることが予想されたが、今回の落札者はぜひ受注したいとの意欲があり、この金額で応札されたのではないかと推測される。

他の指名業者は、150 万円～400 万円と高い入札金額であったが、これは、次の理由から他の指名業者が敬遠されたのではないかと推測される。

- 他の指名業者は手持ち業務があること。
- 履行期間が 3 か月と短期間であること。
- 業務内容に、松江市文化財保護審議会審査員の指導による「既存建物の調査および再利用する部材の選定」があり、この調査にかなりの日数を要すると思われること。

詳しくは、抽出事案説明書の通り。

| 質 問 及 び 意 見 | 回 答 |
|---|--|
| ○ 市には文化財が数多くあるが、このような業務も数多くあるのか？ | ○ 文化財自体は数多くあるが、本業務のように、既存建物を調査し再利用する部材の選定をするような業務は、滅多にない。 |
| ○ このような業務は、業者もあまり経験が無いということか？ | ○ 新築の設計なら多くの業者が手を上げるだろうが、今回は何度も現場に足を運び調査しなければならない業務なので、手間がかかると判断し、敬遠したのではないかと思う。 |
| ○ 再指名入札において指名業者を総入れ替えているが、再指名入札の際は総入れ替えるものなのか？ | ○ この案件については総入れ替えをした。8月19日の入札では、1級建築士が1人以上在籍していることを条件に比較的小規模な業者を指名したが、9月10日の入札では、1級建築士が複数在籍していること条件に指名した。 |
| ○ 8月19日の入札調書を見ると、「第2回目の入札により不調」とある。この時の入札には1者が応札しているが、摘要欄には入札書不着とある。これはどういうことか？ | ○ 当該業者の摘要欄にある入札書不着とは、第2回目入札時に入札書不着という意味である。8月19日の入札では、第1回目に1者が応札し、他者は辞退または入札書不着であったが、応札された金額も予定価格超過であったため不調となり、第2回目の応札を行なったところ、第1回目で応札した業者が入札書不着であったため失格となり、不調となった。仮にこの業者が第2回目入札に応札し、もし応札金額が予定価格超過であった場合は、第3回目入札を行なった。 |
| ○ では仮に、第1回目入札において全者が辞退または入札書不着であった場合は、第1回目の入札により不調ということになるのか？ | ○ その通りである。 |
| 審議結果：全委員了承 | |

3. 一般競争入札【楽山公園弁天池改修その2工事】

(説明要旨)

工事期間：平成27年9月17日～平成28年9月26日

入札の経緯及び結果：

平成27年9月3日 開札

入札参加者4者のうち3者が調査基準価格未満であったため、低入札価格調査を実施。

平成27年9月10日

低入札価格調査の結果、調査基準価格未満の3者はいずれも失格とし、残る(株)豊洋に落札決定。調査基準価格未満3者のうち、2者は数値的判断基準に適合しないため失格、残りの1者は数値的判断基準には適合するものの、低価格入札者と契約する場合の措置である専任技術者の追加配置義務を履行できないため失格。

本工事は、総合評価方式の特別簡易型を適用し一般競争入札で実施した。また、低入札価格調査制度も適用した。

8月6日に入札公告を行い5者が入札参加の申請を行ったが、1者は辞退し、4者で入札を行った。4者のうち落札者を除く3者が調査基準価格を下回っていたため、低入札価格調査を実施した。入札価格順位1位の業者は、直接経費の比較において数値的判断基準に適合していないため、失格とした。入札価格順位2位の業者は、数値的判断基準に適合していたが、松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領第15条において低入札価格入札者との契約等に係る措置として義務付ける事項のうち、第1項第4号に規定する専任技術者の追加配置が不可能であることから、当該業者を失格とした。入札価格順位3位の業者は、一般管理費の比較において数値的判断基準に適合していないため、失格とした。よって、入札価格順位4位の榊豊洋が落札した。

詳しくは、抽出事案説明書の通り。

| 質問及び意見 | 回答 |
|--|--|
| <p>○ 入札価格第2位の業者は、専任技術者の追加配置が出来ないから失格とのことだった。入札公告5ページを見ると、専任技術者の追加配置が必要であると書いてある。数値的判断基準未満による失格ということは理解できる。なぜなら、入札時には基準価格がわからないからである。しかし、専任技術者の追加配置は公告で明らかになっているにもかかわらず、自分の会社が追加配置できないことが分かっているながら応札するということがあり得るのか？</p> | <p>○ 調査基準価格以上であれば、専任技術者の追加配置は必要ない。入札価格第2位の業者は受注意欲が高く、他社との競争に勝つために調査基準価格ギリギリを狙ったものと推察するが、調査基準価格未満となったため専任技術者の追加配置が必要となり、これに対応できないとのこと失格となった。</p> |
| <p>○ 「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」第15条にある低価格入札者との契約等に係る措置は、例えば、低入札価格者でなければ専任技術者の追加配置は必要ないという意味か。</p> | <p>○ その通り。</p> |
| <p>○ 専任技術者の追加配置の必要の有無を、低入札価格か否かで区別する意味はあるのか。</p> | <p>○ 低入札価格で応札し利益が少なくなった分、工事が粗雑になっては困る。発注者としては品質の良いものを作ってほしいので、その手段として、専任技術者の追加配置を求めるものである。つまり、技術者を増やすことで、良いものを作って下さいという意味である。ほかにも、中間検査を増やす、監督体制の強化などを行ない、品質確保を図っている。</p> |
| <p>○ 要領で規定されているが、ただでさえ安い価格で受注しているのに、低入札価格なので専任技術者を1名追加するというのは理解で</p> | <p>○ 低入札価格調査制度は、国や、県をはじめ他の自治体にもある。先ほども説明したとおり、低価格になれば品質確保の面で懸念される。確か</p> |

| | |
|--|--|
| <p>きない。低入札価格だから品質を保つためというの分かるが、人を1人増やすことで余分に経費が掛かれば、かえて他のところで手を抜く可能性が出てくるのではないか。 要領第15条の他の各号はペナルティということで理解できるが、この第4号だけは理解できない。 松江市だけではなく他の自治体もそうか？</p> | <p>に、安く受注してさらに負担をかけるということにはなるが、発注者の立場からいけば安くても品質は確保されなければ困るため、専任技術者の追加配置を義務付けることで、品質を確保するものである。</p> |
| <p>○ 品質確保は大事なことだが、こういう形がいいものかどうか、松江市のみならず課題であると思う。国や他自治体との連絡会議があれば、問題提起してほしい。</p> | <p>○ 了解した。 低入札価格調査制度について補足すると、そもそも品質確保の面からダンピングすべきではないという考えが根底にある。低入札価格調査制度では、一定の額（調査基準価格）未満のものをただちに失格とするのではなく、調査の上履行できることが確認できた場合に落札とするというものである。その上で、低価格入札者を落札者とする条件として品質確保の点から、専任技術者の追加配置等を求めるものである。</p> |
| <p>審議結果：全委員了承</p> | |

4. 指名競争入札【市道七類宇井線災害防除その3工事】

(説明要旨)

工期：平成27年9月8日～平成28年3月4日

工事種別：とび・土工・コンクリート工事（法面処理工）

この場所は、一般国道485号線（県管理）の七類トンネルの上部に位置しており、この路線の災害防除事業は、平成25年度から継続して施工している。

なお、この奥の高尾山には航空自衛隊のレーダー基地があるが、一般の通行はない個所である。

主な工事内容：

(奥側) B1 工区 (L=83m)

落石防止網（ポケット式ロックネット工） A=810m²

地山との結合力を失った岩石を金網と地山の摩擦及び金網の張力によって拘束する落石予防工で、ポケット式とは上部に落石の入口を設け金網に落石が衝突することにより落石の持つエネルギーを吸収する機能を持つものである。

ワイヤーネット被覆工 A=13m²

広く点在する大小の浮石・転石にリング状のワイヤーを組み、アンカーで斜面上に固定する落石予防工。

(手前側) B2 工区 (L=60m)

法枠工（枠内モルタル吹付） A=738m²

法面の浸食防止が効果的な構造物による法面保護工で、格子状の吹付枠と枠内モルタル吹付により施工され、落石予防工としても実施される。

指名業者の考え方：

とび・土工・コンクリート工事に登録のある市内業者 119 者から、下記を満たす 10 社全者を選定した。

- 法面工事の施工実績（年平均完工高 1000 万円以上）
- モルタル吹付及びアンカー工の施工機械の保有
- 電子入札登録者

入札の経緯及び結果

応札した 9 者のうち、5 者は調査基準価格未満であり、数値的判断基準未満となるため失格。

残る 4 者のうち、総合評価値の最も高い業者に落札決定。

総合評価方式

入札結果調書の通り。有効入札者 4 者のうち、技術評価点（A）と入札価格（P）から算出される評価値（A/P）が最も高い(有村松土木)に落札決定したものの。

この総合評価方式による入札の結果、入札価格（P）が 4 者中最も低い 6 番（モリタ工業(株) 入札価格 33,000 千円）を逆転したものの。

【考 察】

「10 者中の 9 者が応札し、5 者が失格」について

この事業は平成 25 年度から実施しているが、過去の入札結果を見ても低い落札率（87.7～87.8%）で落札されている。また、法面工事の年次別発注件数・発注額は年々減少しつつあり、平均落札率で見ると、依然として低い落札率のままであるが、その傾向はより顕著化しつつあると考察される。

平成 25 年度法面工事 8 件 平均落札率 88.72%

平成 26 年度法面工事 5 件 平均落札率 90.58%

平成 27 年度法面工事 2 件 平均落札率 86.26%

「総合評価方式での逆転落札」について

この工事は、指名競争による「総合評価方式」で発注している（発注予定金額が 2000 万円以上であっても、施工業者が限定される場合は指名競争入札）。

この工事では、価格以外に工事の品質を確保することが適当と判断し、企業実績・配置技術者・地域貢献などの技術評価点を評価した総合評価方式による入札結果であり、入札価格で 2 位札の者が 1 位札の者を逆転する結果となったもの。

なお、入札価格 1 位札の業者が評価値で順位 1 位となるためには、入札価格を 32,290,000 円以下で応札しなければならないが、その場合には逆に低入札調査基準価格を下回るため「失格」となる。

全体として考察すると、この業種（法面処理）では近年の発注件数の少なさ等もあり、常に激しい価格競争がなされ、低入札調査基準価格に近い額で落札されている。

この工事は、一定規模以上の工事であり、技術評価点を考慮して工事の品質確保を図りつつ、業者間の競争が働いており、適正な入札結果であると推察できる。

詳しくは、抽出事案説明書の通り。

| 質 問 及 び 意 見 | 回 答 |
|---|---------|
| ○ 本入札の総合評価では、企業評価の施工実績の項目で逆転しているということか。 | ○ その通り。 |
| 審議結果：全委員了承 | |
| 5. 随意契約【市道北松江停車場恵曇線歩道改良工事】 | |
| <p>(説明要旨)</p> <p>工 期：平成 27 年 10 月 30 日～平成 28 年 3 月 23 日 工事種別：土木一式工事 工事場所：松江市中原町</p> <p>この場所は、松江しんじ湖温泉駅ロータリーに隣接し、南側のホテルから北側のマンションまでの区間の道路西側に歩道を新設（ロータリー植栽帯等を歩道化）するもので、交通量の多い交差点間での施工となる工事である。</p> <p>(遠方からの観光客等が誤って道路路肩を通行しているのを見かける箇所)</p> <p>随意契約の理由：入札不調による不落随意契約 適用条項：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号 (競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。)</p> <p>契約業者名：一畑工業（株）</p> <p>その他（入札の経緯及び契約経緯）【入札調書参照】</p> <p>当初入札（9 月 28 日） 指名 15 者（土木一式、格付 A~D、地域性：橋北地区） 第 1 回応札者 1 者、予定価格超過。 第 2 回応札者 1 者、予定価格超過により不落。</p> <p>再入札（10 月 27 日） 指名 15 者（土木一式、格付 AB、地域性：橋北地区） 第 1 回応札者 8 者、いずれも予定価格超過。 第 2 回応札者 1 者、予定価格超過により不落。</p> <p>随意契約（10 月 29 日） 再入札の第 2 回応札者と交渉のうえ、随意契約。</p> <p>不調・不落率を不調・不落の件数／入札執行件数と定義すると、近年の不調・不落率は次の通り。</p> <p>平成 22 年度 13/(426+13)=3.0% 平成 23 年度 4/(345+4)=1.1% 平成 24 年度 4/(332+4)=1.2% 平成 25 年度 16/(298+16)=5.1% 橋梁・災害等 平成 26 年度 6/(242+6)=2.4% 平成 27 年度 13/(165+13)=7.3% (平成 27 年 11 月 30 日現在)</p> <p>近年、不調・不落の案件数は増加傾向にあり、その発生率は概ね 1～7%程度となっている。</p> | |

全国的にみると、平成 27 年度上期 (4-9 月) の不調率は、4.0%となっている (建設通信新聞 H28.2.4)。

市においては、建設工事における入札不調・不落案件の取扱い方針について定め、平成 27 年 9 月 9 日付けで庁内関係課長宛て通知している。

【考 察】

①「不落のため随意契約となり落札率が 98.7%」について

再入札の第 2 回応札者と価格交渉のうえ、随意契約した結果、請負率 (請負額/設計金額) が 98.70% となったもの。

②「9 月と 10 月の 2 度にわたり指名競争入札したが、結果的に落札されなかった。10 月の入札では、1 回目は 8 者、2 回目は 1 者が応札したが、何れも予定価格を超過したことの経緯」について

9 月の入札結果を受けて、上記の「不調・不落案件の取扱い方針」の事務フロー・取扱い方針に基づき、次の事務手続きを行なった。

応札者の当初の入札金額内訳書と設計金額との比較 (精査・確認・要因分析)
分析の結果、(イ) 設計額に問題なしと判断

①入札参加条件の見直し、又は業者指名替え等により再度入札を行う。

入札参加条件：土木一式 A~D ⇒ 土木一式 AB (本工事は土木一式工事ではあるが、工事内容にモニユメントの建築という、建築工事的要素があるため、建築一式工事の入札参加資格を併せ持つ者を選定した。)

併せて、設計の一部を変更減額した。これは年度内にしゅん工する必要があるためである。

⇒当初入札指名者を含めた A ランクを中心とする業者指名替。

②再入札 (10 月) 結果：不落

③再入札 2 回目応札者のうち一番低い金額を提示した応札者と価格交渉を行ない、予定価格の範囲内で合意に至り、契約した。

施工場所が交通量の多い交差点間で、年度末を工期とする一部夜間施工を含む工事であり、さらに、土木工事の他に、電気、造園、とび土工コンクリート、塗装 (区画線) の専門工種や、モニユメント (塀・池) の建築工事的な工種 (防水、左官、屋根) もあり、多くの業者が敬遠されたものと考えられる。

また、再入札時に各社から提出される工事費内訳書から、4 者を抽出して積算内容を確認した。この工事の内訳を大別すると、歩道新設に伴う費用 (本工事費：構成割合 39%) と、付帯工事費 (付帯道路 (植栽・照明等)：同 19%、モニユメント：同 42%) からなる。

確認の結果、本工事費は市の設計とおおむね同額であるが、付帯工事費は市の設計金額に比べ 5%から 10%高い積算がされており、特にモニユメント部分については 10%から 17%高い積算となっていた。

各応札者は、自社との取引のある専門業者から見積を徴し単価決定されていると思われ、市の設計単価と多少異なったことが、この工事の入札で二回とも不落となった大きな要因と考えられる。

9月の当初入札で応札した1者は、第2回目入札まで応札し、10月の再入札においても、唯一、第2回目まで応札している。

この業者は、施工現場と本社の所在地がごく近接しており、是が非でも受注したいとの意欲は十分に伺える。他の業者も入札参加意欲はあるものの、施工条件等のリスクや専門工種の多さ、各工種のロット量の少なさ等から金額面での採算性を考慮し、再入札第2回目の応札を辞退したものと推察される。

詳しくは、抽出事案説明書の通り。

| 質 問 及 び 意 見 | 回 答 |
|---|---|
| <p>○ 今回の事務手続きの流れと、資料にあるフローチャートとが合っていない。 今回は資料の「(2) 入札不落のとき」に該当すると思うが、これによれば、市の設計に問題がある場合「設計を変更し再度入札」となっており、指名業者は入れ替えない。逆に、市の設計に問題がない場合は「一般競争の場合は入札参加条件の変更、指名競争は指名入替えにより再度入札」で設計は変更しない。 今回のように、市の設計に問題があり、かつ指名入替えをするパターンがないため、フローチャートを変えた方がいい。 このフローチャートは、どこのどのような文書か？</p> | <p>○ 市内部において、契約検査課長から工事発注担当課長に通知したものである。これは内部の指名審査会の承認を経て通知した。 補足説明する。この案件については設計に問題ないと判断した。しかし再入札した場合、当初の設計通りでは工期が確保できないため、一部を取止めるなど見直しをしたものである。合わせて、応札者が1者のみであったことから、指名の入替えをしなければ再入札しても同じような結果になると予想し、指名対象となるランクを上げA又はBとした。</p> |
| <p>○ ということは、このフローチャートでいうと、「設計に問題ない場合」で指名替えにより再入札したということか。</p> | <p>○ その通り。</p> |
| <p>○ 今回のケースについては了解した。 しかし、現在のフローチャートでは、市の設計に問題があった場合は、指名を入れ替えずに再入札することとなっている。設計を変更しかつ指名を変える場合というのはいり得るのか。もしあり得るとすれば、フローチャートに入れておいた方がよい。 入札制度との整合を含め、フローチャートの改定をした方がよいかどうか検討し、検討結果を次回委員会で報告してもらいたい。</p> | <p>○ 了解した。</p> |
| <p>審議結果：全委員了承</p> | |

【報告事項】

1. 指名停止等の運用状況について

平成 27 年 8 月 1 日から 11 月 30 日の間に、4 件の指名停止を行なった。

うち 2 件はいずれも市外業者で、県外の工事における独占禁止法違反によるものである。もう 2 件は市内業者であり、松江市が発注した工事において、不適切な安全管理のため電線を切断する事故を起こし、付近の 170 戸が停電したことによるものである。

【その他】

[次回開催予定について]

- ・平成 28 年度第 1 回委員会は今年の 6 月または 7 月に開催することとし、日時は事務局で調整する。

以上